

（三）農業者ノ課税點ヲ就キ（支拂記賃ル）  
 1、賦税  
 (1) 地租　地租ヘ土地ノ所有者ニ課セシメル稅ヲ  
 アルガ土地ヲ貸シテ他人ヲ搆取スル地主ヰソノ地位ノ幹ル低  
 下シツカアル自作農モ同シヤウナ割合ノ負擔ヲサセラレティ  
 ル又小土地所有者ハ之ノ免稅點ガ極メテ低ク（市町村内共  
 同者ハ隣接市町村内ノ所有地ニシテ小作ニ付セサル田畠ノ地  
 稟二吉圓以内ヲタ方モ大土地所有者即チ大地主ハソノ所有地  
 ガ大半トナリ（從ツテ收入が多イ）果達賦課サレルコトガナ  
 イ從ツテ現在テハ小自作農ニアツテハ地租ヘ大地主ニ比ベテ  
 重キ負担ト子ガ甚ナル事多シ

(2) 營業収益稅　免稅點ハ個人營業ノ純益四百圓未満テアルタ  
 リ又小營業者ト雖モ課稅ゼレバ其の額を比例稅テアル爲ニ收  
 益ノ少ナキモ大體重課セザレヂヤル

(3) 消費稅　(4) 砂糖消費稅